

広島市と日本郵便株式会社との地域における高齢者等の  
見守り・支え合い活動等の推進に関する協定書

広島市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社中国支社（以下「乙」という。）は、地域における高齢者等の見守り・支え合い活動等の推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等（以下「高齢者等」という。）一人ひとりが、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者等を見守り・支え合う地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項に協力して業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 日常業務の中で把握した高齢者等の何らかの異変等の情報（乙の守秘義務に係るものを除く。）共有や地域の協議体への参加など、地域における見守り・支え合い活動の推進に関する事。
- (2) 認知症サポーター及びひろしま介護サポーターの養成に関する事。
- (3) 乙のサービスである「郵便局のみまもりサービス」を甲におけるふるさと納税返礼品の一つとする事。
- (4) その他、前条の目的の達成に資する事。

（覚書等の締結）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施する場合には、必要に応じて、覚書等を締結するものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間が満了する日の翌日から更に1年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各その1通を保有するものとする。

平成30年10月4日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市

広島市長

松井一貴



乙 広島市中区東白島町19番8号  
日本郵便株式会社中国支社

支社長

長谷川実

